

「稲敷市立桜川小学校いじめ防止基本方針」

稲敷市立桜川小学校

稲敷市立桜川小学校における「学校いじめ防止基本方針」

令和4年4月1日 改定

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、稲敷市立桜川小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

(2) いじめ防止の基本姿勢

いじめは、どの学校にも、どの児童にも起こりうることであることを踏まえ、すべての児童を対象とした、いじめの未然防止と早期発見に取り組む姿勢を全職員で共有する。すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる人間性を育むための継続的な取組を保護者、地域住民その他の関係者と連携を図りつつ実践する。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。いじめに向かわない態度・能力の育成のために、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの未然防止および早期発見のための手段を計画的に講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、家庭、教育委員会及び関係機関と連携して解決にあたる。
- ⑤ 各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発を行う。
- ⑥ 困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発を行う。
- ⑦ 心の健康の保持に係る教育又は啓発を行う。

2 いじめ防止等の具体的方策及び組織について（別紙1・2・3）

3 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った子どもの保護者に対する助言を行う。その際、事実確認により判明したいじめの事案に関する情報を適切に提供する。

4 いじめ解消の判断

次の条件が満たされた場合、いじめが解消したと判断する。

- (1) いじめの行為が3ヶ月以上行われていない。
- (2) 被害者が心身の苦痛を感じていない。

5 重大事態と判断されるいじめの対応

(1) 重大事態の認識

重大事態とはいじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているという疑いがある場合ととらえる。（「いじめ防止対策推進法」第28条から）

(2) 重大事態と判断されるいじめの対応

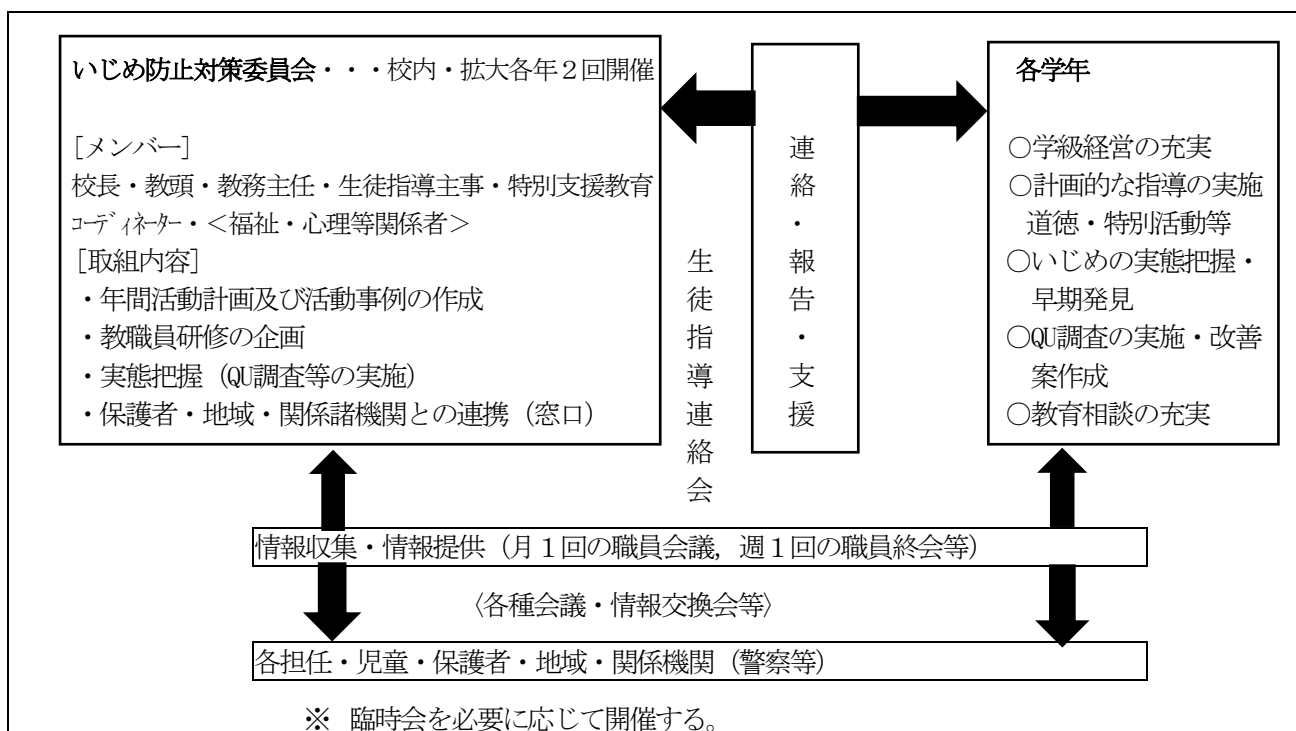
- ① 速やかに教育委員会に報告し、その後の組織設置、調査の仕方等について連携し適切に対応を行う。
- ② 犯罪行為に当たる場合には所轄警察署との連携協力を進め、毅然とした態度で対応を行う。

6 学校評価の実施と取組の改善

学校評価アンケート等から、取り組みや対応について自己評価を行い、学校の設置者に報告するとともに、組織や対応等、いじめ防止に向けた取組の改善を図る。

別紙1：いじめの未然防止・早期発見のために

(1) いじめ問題に取り組むための組織（平常時）（第22条に対応）

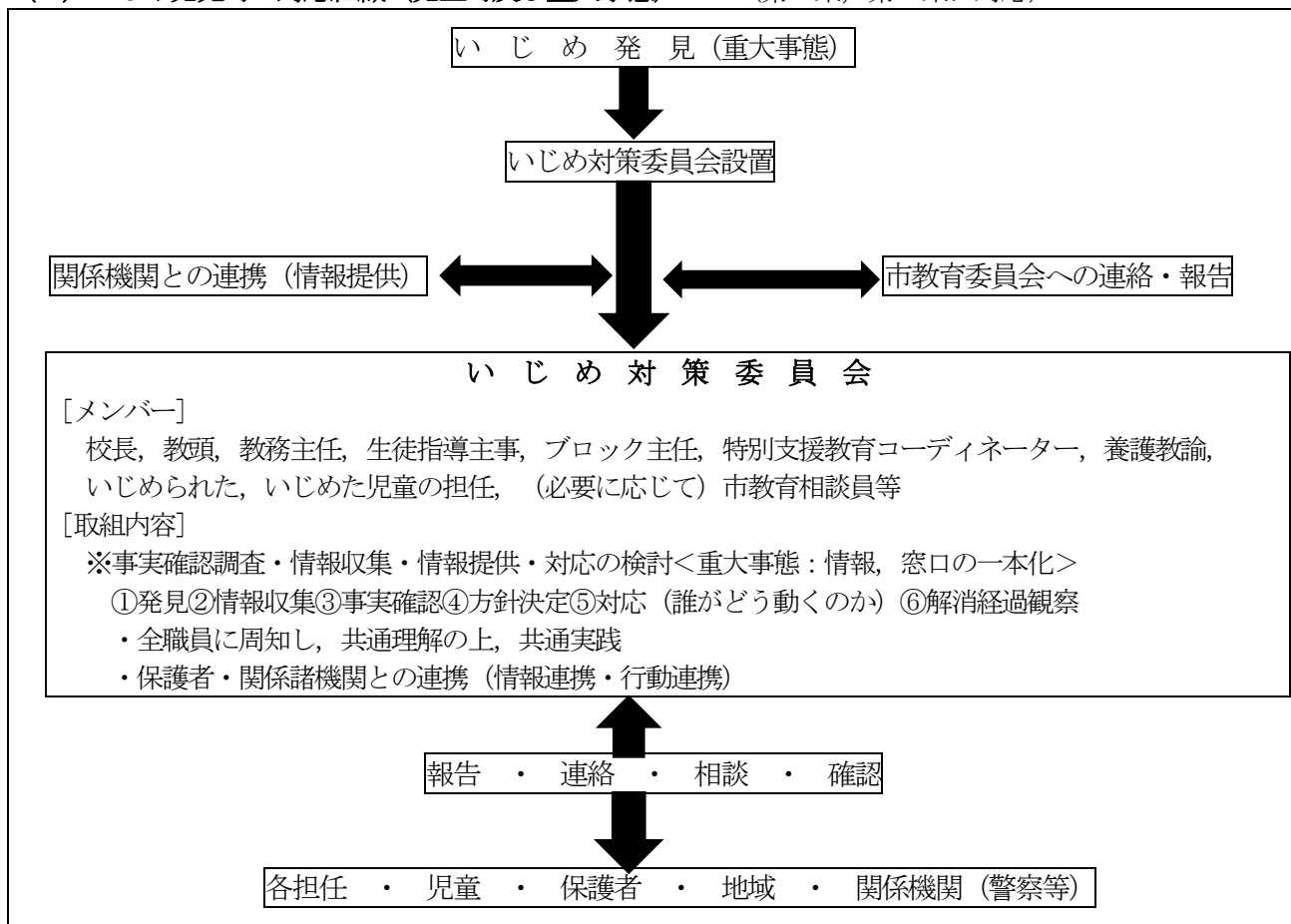


(2) いじめの未然防止・早期発見のための取組

	児童にかかる取組内容	保護者との連携・依頼内容	
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇道徳教育の充実 ◇交流活動の充実 ◇体験活動の充実 ◇奉仕的活動への積極的な取組 ◇情報教育の充実 ◇行事，児童会活動等を通じた生徒への指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを「しない」「させない」という人間性豊かな心の育成 ・人権に関する指導を行う。 ・異学年交流，幼保小中連携，福祉施設等との交流による心の通い合う人間関係の構築 ・様々な体験をとおした多面的なものの見方・判断力の育成 ・社会への貢献をとおした自己有用感の育成 ・インターネット活用のモラル育成 ・児童によるいじめ防止に関する児童集会の支援を行い，児童による自発的ないじめ防止の意識を高める。 ・人権標語，人権作文等児童への指導を継続的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他のものを区別し，大切に扱う心の育成 ○家庭・地域での様々な体験への参加 ○生活の様々な場面での善悪の判断の育成 ○子どもへの称賛，承認をとおした自己肯定感の育成 ○携帯電話，インターネット，ゲーム等の約束づくり ○保護者を交えた携帯・スマホ安全利用教室の開催 ○児童，家庭に向けていじめ防止の啓発活動の実施 ○学校評価の評価項目への位置づけ ○スクールカウンセラーとの授業プログラムの実施
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ◇日々の観察，相談しやすい環境づくり ◇いじめチェックリスト，QI調査の活用 ◇教育相談の実施 ◇児童理解のための研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が子どもとともに遊ぶ，学ぶ，働く機会を積極的に設定する。 ・年2回のQI調査や学期ごとのいじめアンケートの実施 ・市のいじめチェックリストの活用（けんかやふざけ合いも調査の対象とする。） ・定期的な教育相談の実施，交友関係等の情報収集（養護教諭等との連携） ・教職員の情報交換，共通理解，共通実践 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の乱れや汚れ，けがのチェック ○子どもの持ち物等の紛失・増加等の確認 ○気になる様子，変化が見られたら相談

別紙2：いじめへの早期対応のために

(1) いじめ発見時の対応組織（発生時及び重大事態）（第22条、第28条に対応）



(2) いじめ発見時の早期対応の取組

		児童にかかる取組内容	保護者との連携・依頼内容	
いじめの早期対応	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ◇事実の把握 ◇見守り体制 ◇原因・背景調査 ◇関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ・休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなどの被害が継続しない体制づくり ・いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ・関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針説明とそれに対する理解と協力 ○速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ◇事実の把握 ◇原因・背景調査 ◇関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめ阻止 ・いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ・関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分の聞き取り ○児童・保護者への適切な対応 ○しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないように支援する。
	周囲の児童	<ul style="list-style-type: none"> ◇傍観者にならない指導 ◇正義感の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・傍観することはいじめに荷担したことと同じであるという指導 ・いじめられた児童の苦しみの理解 ・自分の意思で正しいことを行うことの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気づいたとき、周囲の大人に通告できる関係づくり ○いじめる側や傍観者にならない強い意志の育成

別紙3：関係機関との連携・職員研修について

(1) 関係機関との連携

① 教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，教育相談体制の充実が必要ないじめ事案，インターネットを通じたいじめ事案，重大事態については，教育委員会と連携して対処する。

② 警察所・児童相談所等との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，インターネットを通じてのいじめ事案については，警察所，児童相談所等と連携して対処する。また，家庭環境に起因するいじめ事案については，市こども家庭課，児童相談所等と連携して対処する。

③ 保護者との連携

学校は，児童の状況を的確に把握するため，日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起こった場合，学校は被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し，三者が連携して適切な対応を行う。

④ 学校以外の団体等との連携

塾や社会教育関係団体等，学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合，当該団体の責任者と学校が連携して対応する。

⑤ 地域との連携

学校は，校外における児童の状況を的確に把握するため，日頃から民生委員・児童委員，青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合は，必要に応じて，協力を得ながら対応する。

⑥ その他

いじめに関係する児童生徒が複数の学校に及ぶ等の場合には，関係学校が連携していじめの問題に対応する。

(2) 教職員の研修

いじめの問題に対する理解を深め，いじめの防止等を図るため，学校内における教職員研修の充実を図る。

① いじめの未然防止，早期発見，早期解消等に向けた研修

実践的研修を行い，いじめの未然防止，早期発見，早期解消等に向けた取組の確認と技能の習得，向上を図る。

② いじめの具体的な対応に向けた研修

事例研究を通して，いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に，いじめに対しては教職員が一人で抱え込まず，組織で対応するという共通理解を図る。併せて，同様のいじめの再発を防止する。

(例) 好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合，軽い言葉で相手を傷つけたが，すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合は，法が定義するいじめに該当するため，事案を法第22条の学校いじめ防止対策委員会へ情報共有することが必要である。

③ インターネットを通じたいじめに向けた研修

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため，絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い，教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

④ 「いじめ防止等のための基本的な方針」や「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」による防止への取組の見直し

- ・学校評価アンケートを活用した改善
- ・QJ調査，生活アンケート等を活用した改善

※ 年間実施計画

月	内 容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解・共通理解 ・生活アンケート ・いじめチェックリスト ・職員会議（月1回）職員終会（週1回）での情報交換 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・いじめチェックリスト ・職員会議（月1回）職員終会（週1回）での情報交換 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・QU調査① ・第1回 学校評議委員会 ・生活アンケート ・いじめチェックリスト ・職員会議（月1回）職員終会（週1回）での情報交換 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 学校評価アンケート ・個別面談 ・生活アンケート ・いじめチェックリスト ・職員会議（月1回）職員終会（週1回）での情報交換 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議（月1回）での情報交換 	いじめ防止の標語募集
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・いじめチェックリスト ・職員会議（月1回）職員終会（週1回）での情報交換 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・いじめチェックリスト ・職員会議（月1回）職員終会（週1回）での情報交換 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・QU調査②, 教育相談 ・いじめをなくそう集会 ・情報モラル教室 ・生活アンケート ・いじめチェックリスト ・職員会議（月1回）職員終会（週1回）での情報交換 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回 学校評価アンケート ・生活アンケート ・いじめチェックリスト ・職員会議（月1回）職員終会（週1回）での情報交換 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・いじめチェックリスト ・職員会議（月1回）職員終会（週1回）での情報交換 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回 学校評議委員会 ・生活アンケート ・いじめチェックリスト ・職員会議（月1回）職員終会（週1回）での情報交換 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・いじめチェックリスト ・職員会議（月1回）職員終会（週1回）での情報交換 	